

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1965号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第5条の2 第6条第2項の規定による期間の除算（<u>第7条第2項において除算する場合を含む。</u>）により期末手当に係る在職期間が零となる職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u>（非常勤職員として勤務した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として勤務した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項各号に掲げる期間</u>（同条第3項に定める期間を除く。）に相当する期間を除算する。</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として<u>勤務した期間</u>は、前項の在職期間とみなす。</p>	<p>第5条の2 第6条第2項（<u>第7条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定による期間の除算により期末手当に係る在職期間が零となる職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u>（非常勤職員として在職した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として<u>在職した期間</u>は、前項の在職期間とみなす。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。